

## 担い手確保・経営強化支援事業実施要綱

制 定 平成28年1月20日付け27経営第2612号

最終改正 令和5年11月30日付け5経営第2013号

### 第1 趣旨

総合的なT P P等関連政策大綱（令和2年12月8日T P P等総合対策本部決定）に即し、次世代を担う経営感覚に優れた担い手を育成し、力強く持続可能な生産構造を実現することが必要である。

また、農業者が急速に減少する中で、将来にわたり持続的な食料供給を維持していく必要がある。

このため、担い手の育成・確保の取組と、地域において目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿等を策定し、その実現に向けた取組を推進する地域において、地域の担い手が農産物の輸出の取組や将来の輸出の取組に向けた低コスト化、品目転換及び規模拡大並びに燃油・化学肥料の高騰、労働力不足等のリスクに対応し得る経営の確立など意欲的な取組により経営の発展に取り組む際に必要となる農業用機械・施設（以下「機械等」という。）の導入等について支援し、農業の構造改革を一層加速化することとする。

### 第2 目標

本事業は、第1の趣旨を踏まえ、農産物の輸出の取組など意欲的な取組による付加価値額の拡大など経営発展に関する目標を定めてこの目標の達成に取り組む担い手を支援することにより、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成・確保を図るものとする。

### 第3 事業内容

本事業は、次に掲げる対策により構成する。

#### 1 担い手確保・経営強化支援対策

この対策に必要な事項については、別記1に定めるものとする。

##### (1) 融資主体型補助事業

この事業は、事業実施主体が作成する担い手確保・経営強化支援計画（今後の地域農業を担う担い手の育成・確保を図るために行われる具体的な取組内容及びそれに対する成果目標等を定めたものをいう。以下「担い手支援計画」という。）に基づき、付加価値額の拡大などの経営発展に意欲的に取り組む地域の担い手（以下「助成対象者」という。）が、主として融資機関から行われる融資を活用するなどして機械等の導入等の事業を行う場合（以下、事業を行う場合に活用する融資を「プロジェクト融資」という。）において、当該事業に係る経費からプロジェクト融資等の額を除いた自己負担部分について助成を行う事業とする。

なお、この機械等の導入等の事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

## (2) 追加的信用供与補助事業

この事業は、担い手支援計画に基づき、プロジェクト融資が円滑に行われるよう機関保証の活用を図るため、助成対象者（別記1の第1の4の(1)のウの(ア)に規定する市町村が認める者及び別記1の第1の4の(1)のウの(エ)に規定する地域における継続的な農地利用を図る者として事業実施主体が認める者を除く。）がプロジェクト融資を活用して融資主体型補助事業により機械等の導入等を行う場合に、当該プロジェクト融資に係る保証を行う農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）に対し、当該プロジェクト融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てるための経費について助成を行う事業とする。

## 2 新たな担い手の育成による生産基盤強化緊急対策

この対策に必要な事項については、別記2に定めるものとする。

この事業は、認定農業者等（別記2の第3の4の(1)に規定する助成対象者）が、担い手育成計画を策定し、今後、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）において農業を担う者として位置付けられることが見込まれる新たな担い手に対し、マーケットニーズに応じた生産・加工や販路開拓等の実務指導等を行うことで、地域農業の生産性・持続性の向上を実現する取組への経費について助成を行う事業とする。

## 第4 事業の推進体制等

- 1 事業実施主体は、本事業の周知及び要望の把握等を的確に行い、適切な実施及び農業者における実施機会の公平性を確保するものとする。
- 2 都道府県知事は、本事業の効果的かつ適正な実施を図るため、支援機関（農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1の第2の3の経営サポート活動又は就農サポート活動を行う拠点をいう。以下同じ。）及び農地中間管理機構、農業共済組合、農業協同組合、農業協同組合連合会その他の農業団体（以下「関係機関」という。）との密接な連携・協力による指導推進体制の整備に努めるとともに、融資機関及び基金協会との連携により、本事業の円滑な実施を図るものとする。

また、事業実施主体が取り組む事業実施地区が都道府県域を超える場合には、関係する地方公共団体と連携・協力し、適正な事業執行を図るものとする。
- 3 事業実施主体は、本事業の効果的かつ適正な実施を図るため、支援機関及び関係機関との密接な連携・協力による指導推進体制の整備に努めるとともに、事業実施地区が複数の市町村にまたがる場合には、関係する地方公共団体と連携・協力し、適正な事業執行を図るものとする。
- 4 農林水産省本省、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局は、本事業の効率적かつ適正な実施が図られるよう、相互に連絡調整を緊密にするとともに、関係部局が一体となって、本事業の実施についての指導・助言に当たるものとする。また、国、都道府県及び事業実施主体の相互の緊密な連携・協力・情報提供等により、本事業の円滑な推進を図るものとする。

## 第5 関連施策との連携

- 1 事業実施主体は、助成対象者の経営発展、農地の集積・集約化等の円滑な推進等を図るため、担い手の育成・確保及び農地の集積・集約化等に関する各種施策の積極的な活用に努めるとともに、助成対象者の農作業安全対策の取組促進や意識の向上を図るため、農作業安全に向けた取組の強化に努めるものとする。
- 2 事業実施主体は、助成対象者に対して、以下の取組の実施を働きかけるものとする。
  - ① 経営発展に向けた取組が円滑に進展するよう、支援機関の積極的な活用
  - ② 自然災害や感染症、大事故が発生した場合に、中核となる事業の継続や可能な限り短時間での復旧が可能となるよう、農業版BCP（事業継続計画）の策定
  - ③ 着実な経営発展に向け、自らの農業経営を客観的に把握し経営管理を行うことができるよう、青色申告の実施
  - ④ 持続可能な食料システムの構築を図るために生産現場で求められる取組の理解が醸成されるよう、みどりのチェックシートによる自己点検の実施

## 第6 効率的かつ適正な執行の確保

- 1 都道府県知事は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、各種説明会等を通じ、事業実施主体及び助成対象者に対し、本事業の趣旨及び履行すべき内容等について十分な周知を図るものとする。
- 2 都道府県知事及び事業実施主体は、作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができるものとする。
- 3 事業実施主体は、融資主体型補助事業等の実施等に係る関係書類等について、電磁的記録による保管や電子メールによる提出を認め、又、既に提出されている資料と重複する資料や申請者のウェブサイト等において閲覧が可能な資料については提出を求めないなど、農業者の事務負担の軽減に努めるものとする。
- 4 地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、都道府県知事に対し、本事業の実施に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）その他の法令及びこの要綱の執行のため、必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は本事業の適正な推進を図るために必要な指導及び助言を行うものとする。
- 5 地方農政局長は、本事業の実施に関し、監督上必要があるときは、その対象事業を検査するとともに、その結果違反の事実があると認めるときは、事業実施主体又は都道府県知事に対し、その違反を是正するため、必要な限度において、取るべき措置を講ずるよう指導することができる。
- 6 地方農政局長は、都道府県知事に対し、本事業の効果等の検証・説明を目的として、調査、報告又は資料の提出を求めるとともに、必要に応じて指導監督等の措置を講ずることができる。

また、事業実施主体は、都道府県知事が行う調査、報告又は資料の提出に協力するものとする。

## 第7 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、補助するものとする。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成28年1月20日から施行する。
- 2 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業（地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7724号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（2）に掲げる事業をいう。以下同じ。）、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業（地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業実施要綱（平成21年1月27日付け20経営第5783号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）のイに掲げる事業をいう。以下同じ。）、経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業（経営体育成交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21経営第6890号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（3）に掲げる事業をいう。以下同じ。）及び経営体育成支援事業における追加的信用供与補助事業（経営体育成支援事業実施要綱第3の1の（2）及び2の（2）に掲げる事業をいう、以下同じ。）により基金協会に交付した助成金の精算が終了していない場合は、第3の1の（2）の経費に充てることができるものとし、この場合における精算等の取扱いについては、本事業の規定を適用するものとする。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月11日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成28年11月15日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお、従前の例によるものとする。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成30年2月1日から施行する。
- 2 この通知の改正前までに実施している事業については、なお従前の例によるものとする。ただし、成果目標の達成状況の報告及び事業評価に係る事業実施主体から都道府県知事への報告については、助成対象者から成果目標等の達成状況の報告を受け、当該成果目標に係る実績を客観的な資料により確認した上で、改正後の担い手確保・経営強化支援事業目標達成状況報告書（別紙様式第10号）により行うものとする。

なお、当該成果目標のうち必須目標に係る実績が天災その他の外的要因により大幅に変動したと認められる場合は、原則として補正を行うものとする。

また、目標年度の翌年度以降に当該成果目標のうち必須目標が天災その他の外的要因により大幅に変動したと認められる場合で、当該成果目標に係る実績の補正が困難なときは、期間を延長した上で適切な措置を講じるものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成31年2月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

#### 附 則（令和元年5月8日付け元経営第2号）

- 1 この通知は、令和元年5月8日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和2年1月30日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお従前の例によるものとする。  
ただし、成果目標の達成状況の報告については、別記の第2（1のなお書きを除く。）及び第3の規定によるものとする。

#### 附 則（令和3年1月28日付け2経営第2557号）

- 1 この要綱は、令和3年1月28日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、別記の第2及び第3の規定を除き、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の別紙様式第2号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

#### 附 則（令和3年12月20日付け3経営第2243号）

- 1 この要綱は、令和3年12月20日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、別記の第2及び第3の規定を除き、なお従前の例による。

附 則（令和4年12月2日付け4経営第2045号）

- 1 この要綱は、令和4年12月2日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施した又は実施している事業については、別記の第2及び第3の規定を除き、なお従前の例による。

附 則（令和5年11月30日付け5経営第2013号）

- 1 この要綱は、令和5年11月30日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、別記の第2及び第3の規定を除き、なお従前の例による。